

児童福祉審議会・専門部会(児童福祉施設の設備及び運営基準について)の設置及び審議内容について

1 設置目的

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年5月2日公布。以下「整備法」という。)において、児童福祉法の改正がなされ、都道府県等が児童福祉施設の設備及び運営について条例で基準を定めることとされた。

都道府県等が当該条例を定めるにあたっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの、同基準を標準として定めるもの、同基準を参酌するものの3類型が設けられており、この基準を定める省令が、10月7日に公布されたことから、都が定める条例及び規則の内容について審議し、都条例及び規則の立案に資することを目的として、専門部会を設置する。

2 審議の対象とする施設

(1) 今回審議する施設

今回の専門部会においては、次の施設種別について審議を行う。

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター

(2) 今後審議する施設

障害児施設については、児童福祉法に基づく障害児関連の省令公布後に開催する専門部会において審議を行う予定である。

3 条例と規則の構成

- 施設に必要とされる設備や運営に必要な職員などの基本的な事項については、条例に規定し、規則には、条例を補完する形で詳細な事項について規定する予定である。

○ 規定する内容は、第一章に総則として児童福祉施設全般に係る次の事項を規定する。

- ・ 都が条例で定める基準の目的及び向上
- ・ 都が条例で定める基準と児童福祉施設、非常災害
- ・ 児童福祉施設における職員の一般的要件
- ・ 他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準
- ・ 入所した者を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止
- ・ 懲戒に係る権限の乱用禁止
- ・ 衛生管理等、食事
- ・ 入所した者及び職員の健康診断
- ・ 給付金として支払を受けた金銭の管理
- ・ 児童福祉施設の規程、児童福祉施設に備える帳簿
- ・ 秘密保持等、苦情への対応

○ 次章以降は、施設種別ごとの章立てとし、設備及び運営に関する基準を規定する。

4 今後の予定

- 専門部会及び児童福祉審議会第3回本委員会（平成24年1月に開催予定）での審議結果を踏まえ、都条例及び規則の立案を行う。
- 都条例及び規則の施行については、整備法附則で規定されている改正児童福祉法の施行期日（平成24年4月1日）に合わせることもできるよう、立案作業を進め、東京都議会へ条例案を提出する。
- 障害児施設については、別途開催する専門部会及び本委員会で審議を行い、その結果を踏まえ、都条例及び規則を改正する。